

## 長岡市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和7年7月10日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山広司

### 1 監査の対象

地域振興戦略部

市民協働推進部 市民協働課

商工部 産業支援課

会計課

### 2 監査の範囲

令和6年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

（委託料及び補助金については、令和5年度の執行分を含む。）

### 3 監査の期間

令和7年4月9日から4月25日まで

### 4 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

## 5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

### (1) 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

### (2) 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

### (3) 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

### (4) 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 契約の相手方及び選定方法は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

### (5) 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

### (6) 財産管理事務

財産の管理は適正か。

6 監査の結果

監査の対象	監査の結果
地域振興戦略部	適正に処理されてきました。
市民協働課	<p><b>【注意事項】</b>  <b>委託業務における事前承認がない再委託について</b>            委託契約について、市の事前承認に係る決裁手続を経ることなく業務が再委託されているもの</p> <p><b>【意見】</b>  <b>アオーレ長岡使用料の減免について</b>            公共施設の使用料は、受益者負担の原則により、条例に基づき徴収されている。一方で、公益上必要がある場合や政策目的のために減免されていることも事実である。しかし、減免により受益者に負担を求めない場合、その負担分は市民の税金で賄われることになるため、減免に当たっては、その目的や基準について市民への明確な説明責任が求められる。            アオーレ長岡においては、減免により使用料収入の約8割に相当する額が全額免除されているが、減免基準は公表されていない。また、利用者に一部の負担も求めず全額減免していることで、同一団体の利用であっても、市民体育館大アリーナは有料であるが、アオーレ長岡アリーナは無料となり、類似する施設間で不均衡が生じている。            加えて、アオーレ長岡は、市民協働の交流拠点として10年以上経過し、維持管理経費は増加傾向にある。今後の施設運営については、施設の老朽化に伴う改修経費などの増加により、さらに厳しさを増していくことが懸念される。            したがって、受益者負担の原則を踏まえ、改めて公平性や透明性が確保されるよう考え方を整理し、必要な見直しを検討されたい。</p> <p>上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されてきました。</p>
産業支援課	<p><b>【注意事項】</b>  <b>補助金等交付に係る書類の不備について</b>            補助金等の額の確定において、実績報告を受理した場合、交付目的に照らし、成果や経費について確認が求められるが、十分に確認できる書類を得ないまま補助金等の額を確定しているもの</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>

	<p><b>【意見】</b></p> <p><b>補助金等交付に係る事務処理について</b></p> <p>補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）は、行政課題を解決する有効な手段の一つであると同時に、その成果や費用対効果などについて市民へ説明責任を果たすことが求められる。また、不断の検証や見直しを行うことが重要である。</p> <p>しかし、産業支援の補助金等については、事務処理の一部に改善を要するもの、補助金等の成果を定量的に確認する視点が不足しているもの、交付団体や交付額が固定化しているもの、剰余金が多額になっているものが散見された。</p> <p>補助金等が真に必要なのかゼロベースで見直すとともに、公正で透明性の高い行政運営を確保するため、補助金等の目的、対象事業、補助率、対象経費などを明確にした要綱の整備を検討されたい。</p> <p>また、補助金等については、市全体の統一的な考え方が重要である。補助金等の所管課は、補助金等の適正化に資するガイドラインの整備を検討されたい。</p> <p>上記の事項のほかは、適正に処理されていました。</p>
会計課	適正に処理されていました。